

報 告

日本における司法試験制度 とくに、法科大学院(ロースクール)の現況について

法科大学院教授 石村 修

まえがき

以下の講演は、2011年4月23日、済州大学法科大学院で開催された、韓国公法学会(朴仁洙、会長)で報告したものである。公法学会は、真新しい済州大学のロースクール棟にて、22日～23日にかけて開催され、私は23日の午前中に開催された「司法試験」のセッションで、アメリカ・フランスからの報告と共に以下のような内容の報告をした。翻訳と通訳は、孫 亨燮氏(中央大学法学専門大学院)、コメントは、金 哲敏氏(シティユーワ法律事務所)にお願いした。

韓国では、十分な準備期間を置いて2009年に韓国型ロースクールが開設され、公立・私立併せて25校(定員2,000人)で始まった。すべて3年の就学年限(法学修士の修得)なので、2012年3月に初めての新司法(弁護士)試験が実施されることになる。韓国型としたのは、各大学はロースクールを開設するか、それとも法学部を維持するかの二者択一の選択後(法学専門大学院の認可を受けた大学は、法学に関する学士学位過程を廃止しなければならない)に、25校のロースクールが誕生したからである。韓国の法科大学(法学部)は日本とほぼ同数の全国で97校あり、そこからの選別があったので、認可を巡っては多くの困難があったと聞いている。同じ東アジアの中で少し先行して始まった日本型ロースクールに対して、韓国の学者も関心のあるところであり、とくに、試験の動向が気になるようであった。韓国のロースクールは各大学が、特性を持つことによって差別化を図ることになっており、例えば、済州大学では「国際法務」、中央大では「文化法」、韓国外国語大では「国際地域法曹人の養成」となっている。また、女子だけの学生となる梨花女子大では「ジェンダーと法」とされている。

日本と同様に、1年目の入試はきわめて志願者が多かったが、その後減りつつある。それは合格率と就職への不安であった。2010年の法務部決定では、合格率を入

学定員の75%にするとしており、2012年には、旧試験で合格した者を総計すると2,500人程度の新弁護士が誕生することになる。受験期間と回数制限のあることは同様であり、修士の学位取得後5年以内で5回まで受験できる。これから増える弁護士については、この新弁護士の受け入れ先として、企業が目を付けられ、法律により一定規模の企業については法務部で弁護士を受け入れる義務が課せられた。70%程度を維持する合格率と就職先が保障されれば、この先は法科大学院構想が破綻することはないであろうというのが、韓国の教員の見方であった。これに比較すると日本はどうなるのか、一層の配慮が必要であることを今回の韓国公法学会の参加を通じて感じたところである。

このような報告の機会を与えていただいた公法学会に感謝すると同時に、旧知の韓国の友人と語らえた有意義な学会であった。会長からは今回の災害への慰めの言葉もいただきことができた。なお、以下の報告を当ロージャーナルに掲載したのは、もう一度ロースクールの原点を確認したかったからである。以下の内容は、あくまでも私個人の考え方であり、所属している法科大学院を代表している見解ではないことを付け加えておきます。

参考文献

金 炯科「韓国の法曹養成制度」法律時報2011年83巻4号

鄭 鐘休「韓国における法科大学院のスタートと研究者養成」早稲田大学法務研究科編『法科大学院時代における研究大学院の教育改革と展開』日本評論社、2011年

特集「日韓ロースクール・シンポジウム」中央ロージャーナル5巻4号(2009・3)

韓 勝憲・大久保史郎「韓国の司法制度改革と法律専門大学院」法律時報2008年80巻4号

講演

1 出発点

21世紀の司法の在り方を検討するための「司法制度改革審議会」の提言(2001年)をうけて、以下のような内容が具体化されることになりました。それは、要約すれば司法の軽量化(例えば、ADR、少額訴訟手続の改正)と専門化(知的財産専門部・労働調停制度)にあり、他方で「弁護士任官・非常勤裁判官制度、判事補の短期間の弁護士業務の実現」により、法曹界の交流が一部図られることが期待されました。さらに、裁判の民主化として、国民が裁判員として裁判官とともに一部の裁

判に関わる裁判員制度が設けられ、そして、法曹人口を増やすという意図の下で、法曹教育が見直され、日本型ロースクールが構想されました。このロースクール構想は、日本が対国民比率でかなり少なかった法曹人口を、フランス程度に増やすという目標を掲げ、2010年には、司法試験の合格者を年間3,000人まで増やし、2018年ごろには、実働法曹人口を50,000人程度にするという計画でした。これが実現すると法曹一人当たりの国民の数は約2,400人になると計算されました。2002年段階で法曹人口は、約22,000人でしたから、この変革によって現在の法曹人口を倍にするというものでした。予測される訴訟件数の増大を見越せば、裁判官、検事の数も不足するという見通しがありました。また、弁護士には専門的な法知識が求められ、これまでの弁護士が弱いとされてきた法領域にも対応できる者を多数輩出しようと考えられていました。この原案を立案したのは主に学者であり、弁護士会もこれに賛同し経済界も理解をしめしました。

日本型ロースクールとしたのは、日本では法学の基礎を教える法学部を残した上で、法学部の4年、ロースクールでの3年、司法研修所の1年で学ぶことにより、それぞれの機関が目的をもち、しかも連携したプロセスの中で法学教育を行うというものであったからです。新司法試験では、ロースクールを卒業した者が法務省の実施する司法試験（1次試験）を受験し、合格者はその後、最高裁判所が管理する司法研修所で1年間学び、2回目の国家試験に合格することによって法曹資格がえられます。司法研修所を経ることが必要であること、その期間内で、裁判官・検察官・弁護士への道を選択することが、日本の司法試験の特色といえましょう。法曹一元は、日弁連からは強く要求されてきましたが、今回の司法改革においても実現されませんでした。司法研修所では、民事・刑事裁判における事実認定を2カ月間で集中的に学び、その後国内の裁判所と弁護士事務所で実務研修を行います。主に、成績の優秀な者から裁判官に任用され、多くは自分で弁護士事務所を回って就職活動を行います。大型の弁護士事務所では、新司法試験合格のなかで優秀な者を早期に受け入れているようです。

日本の法学部は国立と私立を併せて98校もあり、学生数は総計で約46,000人でした。法学部の前半では一般教養を学び、その後体系的に法学を学びます。法学学習のカリキュラムは積み上げ方式を旨としてきました。法学部を卒業した者は、法学士の学位をえますが、その多くは企業に就職あるいは公務員となり、法律家として働くわけではありません。ほとんどの法学部を卒業した学生にとって、法学士の肩書は、安定した職に就く一つの方法であると考えられています。

日本では、司法試験は法学部の卒業生だけではなく、大学の教養課程を修了していれば受験することは可能であり、最も合格率が低い超難関の試験とされてきました。受験者（卒業記念の受験者も含めて）は2003年では約50,000人もいて、最終合格者は1,200人ですから、合格率は2.4%でした。試験に合格できた者は、高給を約束されたエリートになれたわけです。この試験の弊害は明確であり、早く合格したためにほとんどの学生は肝心の大学にはいかず、受験予備校で、そこで作られた特殊な本を暗記するというスタイルに徹しました。さらに、合格するまで卒業後もこの試験に拘泥し、30歳を過ぎてもアルバイトをしながら受験を続けるという受験浪人を生みだしました。司法試験という魔力に魅せられた者は、なかなか受験をあきらめきれなかったようです。予備校で主に学んだ者は、法律家に必要な倫理観に欠けた者を排出するともいわれてきました。試験の採点者は、型にはまった答案の洪水に呆れていました。また、司法試験に合格する学生を排出する大学は東京・大阪といった地域に限定され、合格した法律家も地方で働くことを避け、その結果、弁護士の過疎地帯（弁護士不在）を生み出すという問題が生じていました。

ロースクールを創る目的は、職業人としての法律家を増やすこと、そして、現行の司法試験制度の改善にあったわけです。

2 設立・認可

ロースクールの開設は2004年の4月と決まりました。これに先立って、2002年4月、設置基準案および新司法試験の概要が提示されました。これに伴い、旧司法試験は2010年で終了することとなり、旧試験と新試験の合格者はその比率を変えて並行して実行されることとされました。開設を希望する大学等は、文部科学省に2003年6月30日までに申請を行い、審査を受けることとなりました。この時期、法学部を要する大学では、盛んにシンポジウムを開催し、自前でロースクールを開設することをしきりに社会にアピールしていました。約100の大学と組織が加盟した法科大学院協会が創られ、ロースクール設立の意欲を見せていました。

この1999年ごろは、アメリカのロースクールをモデルにすべきであるとの見解もあり、既存の法学部は一般教養を教える学部が変わるべきであるとする原則論がありました。教員の負担を考えれば、法学部とロースクールでの掛けもちもちは避けるべきであったのかもしれませんが。各種のモデルがあった中で、東大モデルが支持され、これを有力私学も後押ししました。有力の私立大学では、法学部の学生が大量にいることは、少ない負担での収入を確保できることであり、大学全体の財政からは維持すべきと考えられました。そこで、法学部の廃止論は賛同を得るものではなく、

法学部の定員を若干減らすという微調整を行うに留まりました。例えば東京大学は、一学年の定員を590人から400人にしています。申請があったロースクールの認定を行うのは文部科学省、新司法試験制度を決定するのは法務省という分担によって、ロースクール構想の現実化は進行していきました。行政側の構想としては、2004年に認可されるロースクールは、国立10、私立30、その定員の総計は4,000人程度であるされていました。しかし、この数値は、地方大学の大反撃に会い、膨張してしまうこととなります。日本型ロースクールの**問題点の第1**は、ここに起因することとなります。

国立大学の中で、旧7帝大である「北海道・東北・東京・名古屋・京都・大阪・九州大学」はこれまで優遇されてきましたが、地方の国立大学はこれに反発し、ロースクールこそ地方に開設すべきであると、文部科学省に強く要求しました。小さな魚である「メダカ」に譬えて、「メダカの反乱」と言われ、結局、国立だけで23校もが認可されることとなります。私立大学も設立に意欲的で40校もが認可され、これに加えて、公立大学が2校（首都大学、大阪市立大学）あり、総計は74校と当初よりかなり膨れ上がりました。それでも数校が不認可とされました。その理由は、有名予備校の協力で創られるロースクールであったとする理由でした。あるいは、教員が集まらずに、結局、断念した大学もありました。ユニークなのは、弁護士会が母体として夜間にも開講するロースクール（大宮法科大学院）や、二つの国立大学が合同して創った香川・愛媛連合法科大学院があります。

2004年の段階で合計68校が開校し、05年に6校が加わり、総計74校、その入学学生定員の合計は5,825人であり、その内訳は国立1,760人、公立140人、私立3,925人となりました。当初の予定よりも1,800人も多くなりました。その結果、卒業生の70~80%が合格するとされたシナリオが大きく崩れてしまいました。ロースクールの卒業生は、卒業後5年の間に3回受験することが認められており、3回受験して失敗したものは、野球に譬えて「3振」と呼ばれています。それでも当面は単年度では約48%の合格という形になり、累積して合格できる率はそれよりも高いものが期待されましたから旧試験よりは圧倒的に合格率は高くなったこととなります。

この無原則な認可の原因は、多数の私立大学の側にもあったと思われます。日本の私立大学の多くは1800年代の後半に創立されていますが、その多くは法学部を母体としており、大学のブランドを維持する意味で、ロースクールも持つということは必須でありました。また、日本では若者の人口が減少傾向にあり、この層を引き付けるためにも目新しいロースクールをもった大学となりたかったのです。大学の

存立を賭けてロースクールに期待し、認可を与える行政の側は、政治的な圧力に屈して、過剰なロースクールを生産したことになります。自由競争にした結果、各大学はいずれ淘汰されることを覚悟したのであり、当面はロースクールをもったことで、大学としての格をえたと満足した大学もあったはずですが。しかし、認可されたロースクールの地域偏在は顕著であり、設立されなかった県は20県に及び、東京・名古屋・大阪に集中する結果となりました。

これだけ大量のロースクールが認可されたことで、各大学は上質の教員を確保するために、教員の引き抜きが始まりました。ロースクールでは、そのカリキュラムとして、「法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開先端科目」を配置することとなり、その科目を教授することのできる、5年以上の経験をもち、業績審査に通った教員を集めなければなりません。教員数は、定員数に比例する形で配置しなければならず、300人を要する私立では、立派な施設を整え、教員を全国から集めました。こうした私立大学では、学生を集めるためには著名な教員や実務家を集める必要があり、待遇を国立よりも優遇する形で教員をリクルートしました。とくに、民事訴訟法や刑事訴訟法の学者が不足し、深刻な人手不足となり、しわ寄せを受ける格好になった法学部では学者ではなく、実務家が訴訟法を教えるという現象が生まれました。

新司法試験では、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）と選択科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際私法、国際公法、の中から1科目）から成り立っているため、これらの科目を中心にカリキュラムが設定されることとなります。しかし、ロースクールの教育理念が、「点からプロセス」に置かれていた点と、各ロースクールの特性を強調する観点から、先端・展開科目に力点をおくことが求められました。ここで大型（100以上）・中型（100～50）・小型（50人以下）では、カリキュラムや授業規模を異にすることとなります。大型では、40人程度のクラス編成になりますが、中・小型では20～10人程度のゼミ形式によるクラス編成が可能であり、そこでは、討論形式（ソクラテスメソッド）の授業が可能になります。大型校では、より多様な授業展開が可能であり、例えば、国際化に見合った外国語による授業、提携校との連携授業等を展開することもあります。それぞれの規模に応じた、長所と短所があったこととなります。

法科大学院は、2年間で終了する既修者コースと3年間で終了する未修者コースを設けることができます。そのどちらにどれだけの定員をあてがうかは各大学の裁

量にまかされたこともあり、決定は難しい問題でした。ロースクールは、社会の広範なキャリアを持つ人に開かれているという観点からは、法学部以外の分野で学んだ者をうけいれるのは未修者コースでした。他方で、法学部を卒業した人を受け入れるのは既修者コースでした。多くの法科大学院が既修者コースの定員を多く設定し、結果がすぐに現れるのを期待しました。早稲田大学、九州大学は、原則、すべて未修者としてうけいれ、入学後の独自の学内試験で好成績をえたものを特別に既修者として認定するという方式をとりました。早稲田、九州大学は後にこの方式を改め、他のロースクールと同様に、最初から未修者、既修者別枠方式を採用することにします。

専修大学では、未修者18人、既修者42人という構成で募集をしたところ、初年度の2004年は、それぞれ577人と629人、2005年は、294人と320人、2006年は、220人と266人、2007年は、193人と273人、2008年は、329人と295人という志願者をえました。初年度の志願者の多さは他の大学も同様ですが、その後も概ね未修者の倍率が高い状態が続いています。未修者は、広くさまざま領域から求める公開性を旨とし、医学、薬学部、工学部出身者等がおりましたが、未修者の合格率が低くなるに応じて他学部出身者は減少し、未修者のコースにも、法学部出身者が増えてくるようになりました。既修者コースには、旧司法試験を受験してきた者が多くいたわけですが、年月を経ることによってこの層はいなくなります。そこで既修者の応募者が減り、法学部を卒業したての者は勉学が足らないと自覚することで、未修コースに入るという傾向を見せるようになりました。

3 ロースクールの改革

① **新司法試験と合格者** 74校の乱立状況の中で、最も大きな関心は新司法試験の実施とその結果でありました。1年目は司法試験委員会から想定テストが公表され、試験の程度が提示された。学生はこれを解説する雑誌を注目し、予備校も対処方法のクラスをさっそく開設しました。2年目の2006年5月、3月に卒業した既修者への新司法試験が実施され、合格者は1,009人で合格率は48.3%でした。翌年以降、合格者数は若干増えるものの、受験生は累積されて増えることになる訳ですから、当然に合格率は落ちることになります。合格者がせめて3,000人という数値に近づけば合格率が極端に落ちることにはならなかったはずですが、それを阻む大きな原因がありました。

それは合格者のほとんどが弁護士という法律家になり、他の分野への就職が実現しなかったことにあります。これが**問題点の第2**です。つまり、裁判官、検察官数

は大幅に増えず、その他の企業や公務員への就職も思うように実行されないことにより、合格者を受け入れるのは弁護士会のみであるということになりました。増え続ける弁護士は、だんだんに所属するローファームが無くなり、研修を受けて最終試験に合格した者が、独りで独立して弁護士事務所を開業しなければならなくなりました。新任弁護士の給与も低額で抑えられるようになり、高給を保障された弁護士像は崩れていきます。こうした傾向を受けて、日本弁護士会は正式に新司法試験の合格者数を増やさないように法務省に働きかけることになりました。

② **定員の見直し** ロースクールの志願者がどの程度いるかの総数は、志願者が受験しなければならない適正試験受験者の総数によって知ることができます。その数の変化は志願者数で知ることができます。初年度の72,800から2010年の24,014への落ち込みは、志願者が激変していることを表しています。当然に、全体の競争倍率も受験者と合格者の割合で見ますと、4.45%から2.75%に激減しています。この数値の変化の原因は、複合的なものが考えられます。第一に、合格者の3,000人が将来的にも見込みがなく、そこで合格率が低くなると想定されます。第二に、合格しても法律家としての就職がうまくいかず、就職浪人になる可能性があり、それでは奨学金の返還もままならないことが予測されます。第三に、法学未修者の合格率が良くなく、法学部以外の学生が、3年間で司法試験合格まで達するに至るのは無理であることが、受験生に知れわたることになりました。ロースクール希望者の激減が、**問題点の3**です。

こうした動向を受けて、文部科学省は全ての法科大学院に対して定員の見直しをすることを求めるようになり、これに応じなければ補助金を削減し、最悪の場合は認可を取り消すこともあるという強い姿勢を示すようになります。国立は行政指導を受けて一律2割の定員を減らし、私立もこれに倣った結果、すべてロースクールの定員が削減され、2010年では4,904人になり、さらに、2011年では4,571人となり、当初から比べると-1,020人（約18%）減ったこととなります。2011年度では、前年度一人も合格者を出せなかった姫路独協大学（広島県）の募集の停止が話題を呼びました。

③ **行政の対応** 文部省の外郭団体である中央教育審議会が、ロースクールの諸問題に本格的に介入するようになり、定員が充足されず、新司法試験に合格率が悪い大学に対してヒヤリングを開始し、改善を求めるようになりました。それは極端に新司法試験の合格者（率）が少なく、さらに、新規の志望者が少ないロースクールが、地方の国立大学や私立大学に登場することになったからです。こうした格差は、

1年遅れでスタートした規模の小さなロースクールや地方で教育環境が整わなかったロースクールに集中して現れ、その母体となる大学ではきわめて深刻な問題となっています。つまり、経営的にも、大学全体のイメージからしても好ましくない情況が生まれることとなります。中教審は74校のヒヤリングを行い、入学者の質の確保や成績評価などで問題のある14校に対して強く改善命令を求め、継続的に改善の努力を12校に求めました。2011年2月の段階で、8校が重点的に継続審査の対象校とされています。

中教審の提言を受けて、文部科学省は以下の条件を明確にし、これに該当するロースクールには、公的支援の見直しをとする具体的な内容を明らかにしました（2010年9月16日）。それは、「指標の1、前年度の入学選抜における競争倍率（受験者／合格者）が2倍未満である。指標の2、①、②のいずれかに該当する状況が3年以上継続している。①新司法試験の合格率が全国平均の半分未満。②直近修了者のうち新司法試験を受験した者の半数未満、かつ直近修了者の合格率が全国平均の半分未満。」この指標の②は、明らかに成績の振るわないロースクールを切り捨てようとするものであり、成績下位校では、授業内容、成績評価、教育体制が不十分である結果が、新司法試験の不合格となって現れるという決めつけ方がなされています。しかし、授業内容は、ほぼ同様のカリキュラムに沿った形で行われ、ロースクール内では補習的な授業は厳禁であることから、学生の質が重要なのであり、それは指標の1と関係することになります。質の良い学生を確保できなかった地方のロースクールが、切り捨てられる運命に置かれたこととなります。

さらに、2010年12月には、総務大臣政務官が主催する「法科大学院の評価に関する研究会」が報告書を示し、各種の問題点を明確にして、改革の方向性を明らかにしようとした。総括的な改善方向を提示し、その具体化は文部科学省と法務省に委ねるとしたことになります。

④ **第三者評価** 法律によりロースクールも、大学外部の機関による5年ごとの審査を受けなければならないことになっています。評価する機関は文部科学大臣の認証を受けた機関が行い、その審査結果は公表されることとなります。ここでも多くのロースクールは苦戦を強いられ、不本意ながら不適合の審査となったロースクールは22校にもなりました。学生を基準よりも大きなクラスで教えていたことや、教員の自主的な教育姿勢が十分でない、学生の成績評価が適切でない等の理由が指摘されています。しかし、この評価で改善を求められたロースクールは、その後の2次の評価では多くは改善されたとされています。

4 将来の展望

2011年の現在、日本型ロースクールは大きな転換期を迎えております。もともと認可が多すぎることが分かっていたわけですから、この数値を縮小していかなければなりません。総定員の数値は自ずと4,000人程度に落ち着いてくると思われますが、そこに辿りつくに際して、ロースクールの原点を遵守し、「適格な入学試験選抜に基づいて、少人数による密度の濃い授業、厳格な成績評価と修了認定によって」(法2条1号)、修了生の質を整えて、ロースクールの信頼を獲得することが必要でしょう。合格率が40%から50%程度に安定したところで、受験生も戻ってくるのが期待されます。そのためには、目標値であり約束された合格者3,000人を実現してもらわなければなりません。今年の5月の試験は、最悪の状態でなされます。出願者は、11,892人で、昨年よりも765人増えました。すでに卒業した累積の人数が63%もいます。

今、ロースクール協会が実行しなければならないことは、卒業生の受け入れ先を拡大させることです。弁護士会がほぼ受け入れ困難とされている状態で、拡大すべきは企業や公務員への受け入れです。企業は、法務部ないし総務部で法律問題に対処していますが、多くの企業は弁護士ではなく、一般社員を法務部のなかで教育し、問題があれば顧問弁護士に相談するというスタイルでした。銀行、保険会社、商社も同様でした。ロースクールを出た学生は、年齢が高くしかもプライドが高いため、こうした企業では採用しにくいといわれています。その他、公務員でも本当は行政法の分かるロースクール出身者を採用すべきなのですが、ここも消極的です。専門的な知識をもつ法律家がいなければいけない、国会職員、消費者庁、公正取引委員会、選挙管理委員会等にも、まだ十分にロースクール出身者は進出していません。そこで、個々のロースクールではなく、協会が窓口になって就職先を紹介することが今進められています。このことは早くすべきことであつたと思われませんが、このルートが確立することでロースクールの魅力も増すことでしょう。

さらに、深刻な問題は、3回受験して失敗した3振者や、ロースクールを卒業できなかった者の扱いです。この者たちは他の法律職の試験である、「行政書士、司法書士、不動産鑑定士」や裁判所職員、法律事務所職員にトライすることになります。こうしたパラリーガルの職でも、彼らが専門的な知識を展開できることが期待されますので、学生にそれぞれの能力に応じた相談の窓口を創っていかなければならないでしょう。

ロースクールを創ったことで、一番困っているのは、研究者養成でもあります。

これまでは、日本では司法試験に合格したものではなく、法学部を卒業後、さらに大学院修士・博士過程を経て、研究者になるというパターンが普通でした。ロースクールが出来た後は、優秀な学生は大学院ではなく、ロースクールに行くということになり、若手の研究者が育たないのではないかという不安がでてきました。現在多くの大学がこの問題を改善して、ロースクールを出て、新司法試験に合格した者を、助手に採用するというパターンが新傾向となっています。

最後に、今年から始まる、「予備試験」について説明します。ロースクールが出来たところで、金銭面でロースクールに通えない者を救う手段として、基礎的な試験と専門試験を組み合わせた「予備試験」が構想されていました。今年は、約9,000人が受験することになり、合格者が何人になるかは不明ですが、ロースクールには大きなライバルになります。予備試験の存在自体を否定することはできませんが、この合格者を多くしてしまうと、ますますロースクールには学生が来なくなるおそれがあります。

以上、さまざまな問題点を指摘しましたが、私は、ロースクールの本来の目的を否定すべきものではないと思っています。この6年間で、かなり質の高い、とくに専門性を身に付けた法律家をロースクールは育ててきました。3月に起きた日本の大災害は、こうした法律家も必要としている筈です。せっかく生み出したロースクールをすべて否定するのは意味がありません。改革の方向性が明らかになってきたこともあり、行政の側からだけでなく、われわれ教員の力で改革の実行を考えていかなければなりません。そのためのカリキュラムの改革もケースブックの作成も教員の側から提案されています。こうした気持ちをお伝えしたく今日の報告をさせていただきました。

最後まで、ご清聴どうもありがとうございました。

[付記] この講演をまとめるに際して、[文部科学省、総務省、法科大学院協会]のホームページにある資料を参照しました。